

(趣旨)

第 1 条 この規則は、村上市附属機関設置条例(平成 20 年村上市条例第 19 号)第 3 条の規定に基づき、村上市市民憲章等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市民憲章及びまちづくりの基本的な考え方を示す条例について審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 関係分野に属する者

(2) 市民公募による者

(3) 市職員

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(役員)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、諮問に係る答申をした日をもって終了するものとする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、初回の会議については、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決すところによる。

(起草部会)

第 7 条 審議会に、市民憲章原案を起草するため、起草部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。